

船舶事故等調査報告書

平成21年11月26日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第202号
事故等種類	衝突
発生日時	平成21年8月8日 03時09分ごろ
発生場所	三重県大王埼灯台から真方位101°5.3海里付近 (概位 北緯34°15.5′ 東経137°00.2′)
事故等調査の経過	平成21年8月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 <sup>エムジエム ナンバー ファイブ</sup> M G M N o. 5 (カンボジア王国)、1,917トン 8804921 (IMO番号)、GM SHIPPING CORP. B 貨物船 第二十一 <sup>ますえい</sup> 益栄丸、499トン 132741、上野海運株式会社、 鉄道建設・運輸施設整備支援機構
乗組員等に関する情報	A 船長、大韓民国国籍、カンボジア王国免状 二等航海士、インドネシア共和国国籍、カンボジア王国免状 B 船長、三級海技士（航海） 一等航海士、四級海技士（航海） 二等航海士、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 右舷船首部凹損、小破口、右舷中央部擦過傷 B 左舷船首部ブルワーク曲損
事故等の経過	A船は、船長Aほか9人が乗り組み、霧のため視界が悪化する状況下、大王埼東南東方沖を二等航海士Aと甲板手Aの2人が船橋当直につき、霧中信号を行わないで、針路約018° 速力約9.5ノットで航行中、レーダーで右舷前方に認めていたB船が約3海里に接近したことから、小角度の左転を繰り返したものの、なおも接近するので、左舵一杯としたが、平成21年8月8日03時09分ごろ、A船の右舷船首部とB船の左舷船首部とが衝突した。 B船は、船長Bほか3人が乗り組み、大王埼東方沖を二等航海士Bが単独で船橋当直につき、針路約245° 速力約9.0ノットで航行中、視界が急激に悪化した。霧中信号を行わずに航行し、レーダーで左舷前方に認めていたA船が約5海里に接近したとき、二等航海士Bが右に約10° 変針したのち、次直の一等航海士Bを起こし、同人が昇橋する間に更に右に約10° 変針した。その後、一等航海士Bと二等航海士Bの2人でレーダー監視と操舵、見張りを行い、依然としてA船がB船に向かって接近するので、右に約15° 変針して様子を見ているうち、なおも接近するので、右舵一杯としたが、前記のとおりA船とB船が衝突した。
気象・海象	気象：天気 霧、風 ほとんどなし、視程 約100m 海象：平穏

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし あり A船及びB船は、視界制限状態にある大王埼東南東方沖を航行中、レーダーで互いに他船の映像を正横より前方に探知したが、著しく接近する状態を避けることができなくなった際、両船とも速力を減じず、また、停止することもなく航行したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、霧により視界制限状態にある大王埼東南東方沖において、A船が北進中、B船が南西進中、両船が、レーダーで互いに他船の映像を正横より前方に探知したものの、著しく接近する状態を避けることができなくなった際、両船とも速力を減じず、また、停止することもなく航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	